



島根県報

平成21年4月14日（火）

号外第91号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林（2件）

（森 林 整 備 課） 2

告 示

島根県告示第317号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 4 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡邑南町戸河内3219- 2
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第318号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 4 月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
飯石郡飯南町角井1895-23・1895-30から1895-33まで・1895-36・1895-40・志津見23-13・23-22・23-25から23-32まで（以上17筆国有林）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
ダム用地とするため
-